

自家用車通勤規程

(目的)

第1条 この規程は、社員が通勤に使用する自動車（二輪を含む。）の管理に関する事項を定めたものである。

(使用承認と運転者登録)

第2条 自家用車を通勤に利用しようとする者は、自家用車の通勤使用登録申請書を会社に提出し、その承認を得た後でなければ、当該自動車を通勤に使用できない。

- 2 第9条の承認の基準を満たしていること。
- 3 申請内容に変更のあった場合は、速やかに会社に届け出て、再承認を受けなければならない。
- 4 承認を受けた場合であっても、当該自動車を会社の許可なく業務に使用してはならない。

(運転禁止)

第3条 運転者は道路交通安全に関する法令に従って運転を行うと共に、以下の各号に定める運転をしてはならない。

- (1) 飲酒運転
- (2) 過労運転
- (3) 速度違反運転
- (4) 携帯電話を使用しながらの運転
- (5) 天災地変、その他道路事情が安全運転に困難と予想されるとき運転
- (6) その他、道路交通法令が禁止している事項に該当する運転

(求償権および懲戒)

第4条 運転者が事故を起こし、そのために会社が損害を受けたときは、会社はその損害について本人に賠償を請求し、懲戒処分をすることがある。

(使用承認の取消)

第5条 使用承認基準を欠いた場合、承認は自動的に消滅するが、この場合は遅滞なく会社に届け出なければならない。

- 2 運転禁止事項に違反して事故を起こした場合は直ちに承認を取り消す。
- 3 以上の他、会社が必要と認めた場合は承認を取消す。

(報告義務)

第6条 運転者が通勤途上に事故を起こした場合は、直ちに会社に報告し指示に従わなければならない。

(責任の所在)

第7条 通勤者が通勤途上に起こした事故については、会社は賠償責任を負わない。

- 2 この規程に違反している間に起こした事故については、会社は賠償責任を負わない。
- 3 自動車の駐車中における破損、盗難等の事故については、会社はその補償を行わない。

(自動車保険の加入)

第8条 自家用車使用者は、自賠責保険以外に、必ず任意保険に加入しなければならない。
なお任意保険加入の基準は以下のとおりとする。

- (1) 対人保険：無制限
- (2) 対物保険：無制限

(使用承認基準と期間)

第9条 使用承認基準は以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 交通の便宜上、自家用車の通勤が必要である者
 - (2) 身体上の都合により、自家用車の通勤が必要である者
 - (3) 職務上、会社に承認された者
 - (4) 上記の一項目以上の条件を満たし、かつ承認願提出前1ヶ年において、第5条の取消事項に触れない者
- 2 承認期間は1年以内とし、毎年4月1日に更新する。
 - 3 更新は自動更新とせず、所定の承認手続を取らなければならない。

(通勤手当の支給)

第10条 通勤手当として就業規則第57条により以下に定める計算方法により支給する。但し日雇者除く。

- (1) 自家用車による通勤の場合、月額通勤費＝1日の往復通勤距離(km)×(10km当たり140円)×25(日)とし、支給上限額は月額15,000円を限度とし、計算上月額が1,000円に満たない通勤距離の場合には、月額1,000円を支給する。
- (2) 自家用車による通勤の場合、任意保険への加入を義務とし、保険加入の証明書の写しを提出しなければならない。また任意保険の加入補助として、年額5,000円の補助を毎年4月に支給する。
- (3) 公共交通機関の利用により通勤する場合は、月額通勤費＝1日の公共交通機関の利用運賃×21(日)とし、支給上限額は月額15,000円を限度とする。

(4) 徒歩及び自転車を使用して通勤する者に対し、月額1,000円を支給し、往復通勤距離が7kmを超えるものには月額1,500円を支給する。

2 通勤方法又は距離の変更を行った際には所属長を通じ、会社に報告しなければならない。

附 則

(施行日)

この規程は、令和5年5月31日より実施する。